

ご質問への回答(1/3)

#	質問	回答
1	現状の文言は貴社及び東京都からの開示情報に対する守秘義務のみを負う片務的内容となっておりますが、双務的内容として頂くことは可能でしょうか。	双務的内容とすることは守秘義務の範囲によっては検討可能です。本実証の成果物については基本は公開という前提です。別途、企業秘密(専門的技術・顧客情報等)に関しては、契約時に要相談となります。
2	電力消費データを取得するHEMS/BEMSまたはIoT機器の本体費用および設置費用は、プロジェクト支援費の対象となりますか。対象となる場合、その上限金額はいくらでしょうか。	はい、対象となります。但し、1台あたり20万円未満(設置費用含む)のものに限ります。(法人税法上、費用扱いとなる範囲でお願いします)
3	プロジェクト支援費で購入した物品の所有権はどちらが持ちますか。	プロジェクト支援費の対象となる物品は、経費扱いとなるのが前提となっているため、その所有権に関しては関知しません。
4	電力消費データをスマートメーターのデータとHEMS/BEMSまたはIoT機器で取得したもの両方が必要でしょうか。また、スマートメーターのデータは一般送配電事業者から入手するCルートデータだけでなく、Bルートデータが必要でしょうか。	「スマートメーター」と「HEMS/BEMSまたはIoT機器」のデータの両方が必要です。Cルートを想定していますが、Bルートでより細かいデータを取ることが望ましいです。
5	応募申込みはウェブサイトの申込みフォームから申し込むだけでよいのでしょうか。また、申し込み後にコンソーシアムを組んだ場合、またはコンソーシアムメンバーに変更が生じた場合はどのように手続きするのでしょうか。	はい、ウェブサイトの申し込みフォームを送信して応募申込み完了です。応募締め切り後、申し込みに必要な書類をお送りします。なお、申し込み後、コンソーシアムを組んだ場合、メンバー変更があった場合は、代表企業として速やかにご連絡ください。
6	本業務の全部または一部を第三者に委託してはならないとあるが、業務委託も含まれるのでしょうか。	はい、業務委託も含まれます。ただし、事前の書面による事業プロモーターの承諾がある場合は、再委託が認められます。

ご質問への回答(2/3)

#	質問	回答
7	「第1項の報酬を、契約完了日を含む月の翌月以降に甲に請求するものとし」とありますが、「契約完了日」とは契約締結日・契約満了日のどちらを指すのでしょうか。	契約満了日です。
8	<p>募集要項に記載があるような「他分野の事業者との連携」を検討しています。その中でいくつか質問がございます。</p> <p>a) 実証エリアに関して 連携事業者が(例えば)全国展開の事業者で東京都以外での当該サービスの利用を希望された場合、提供しても問題がないか。(もちろん補助金対象外での費用として)</p> <p>b) スケジュールに際して 単年度の実証であるため、実証期間に余裕がありません。他事業者との連携については、相手先事情もあるためこちらの希望スケジュール通りに進まない可能性があります。想定の実証数が得られない可能性も考えられますが、その際に支払い対象外となる可能性はありますでしょうか。</p>	<p>a) 実証目的の達成や都内の実証件数に影響がない範囲であれば、問題ありません。但し、具体的な管理方法については、今後、事業プロモーターとの相談となります。</p> <p>b) 支払い対象外となることはありません。但し、a)の内容含め、想定の実証数が得られない可能性がある判断された場合、審査に影響する旨、ご承知おきください。</p>
9	<p>募集要項、項番1.4に発電設備の費用は対象外と記載がありました。これはいかなる機器(及び設置費など含む)についても対象外、という意味でしょうか。</p> <p>・HEMS等の機器についても対象外でしょうか。</p> <p>・既設のHEMSに対してファームアップなどの役務費用についても対象外となりますでしょうか。</p>	<p>機器・設備も対象となります。但し、1台あたり20万円未満(設置費用含む)のものに限ります。(法人税法上、費用扱いとなる範囲でお願いします)</p>

ご質問への回答(3/3)

#	質問	回答
10	<p>国や他自治体からの委託や助成等を受けていないプロジェクトであること</p> <p>現在、経済産業省管轄の補助金に採択されています。(需要家側エネルギーリソースを活用したVPP構築実証事業とダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業)上記申請内容を明確に分けるように管理を致しますが、(補助対象としたものについては厳格な資産管理を要求されているので、資料は提出可能と考えております)当該実証事業も、上記補助金2件についても既に運用している電力供給サービスにサービスを追加する形で運用を考えています。公募要領に記載のある「明示的に示せば」というのは、どこまでの資料が必要になりますでしょうか。</p>	<p>既存の補助金プロジェクトと今回の実証事業との線引きについて図示頂き、既存プロジェクトと今回の実証事業の実証目的・内容が異なるものであることをご説明ください。既存サービスを共有することは問題ありませんが、都及び国の事業が、依存・補完関係になく、それぞれ独立して成立している必要があります。</p>